

平成23年度組織・定員要求の 主要事項について

平成22年8月

農林水産省

平成23年度組織・定員要求の主要事項について

《本省関係》

1. 戸別所得補償については、その本格実施に伴う戸別所得補償のための交付金と戸別所得補償制度全体の総括を経営局が担当。
2. 米麦政策を含めた農畜産物に係る政策を生産局が一元的に担当。
〔 水田活用のための交付金や、従来、総合食料局食糧部において担当していた米麦の需給対策の担当を含む。 〕
3. 農山漁村・農林漁業の6次産業化を担当する局に総合食料局を再編（産業局（仮称））。
〔 従来から担当していた食品産業政策に加え、生産・加工・販売の一体化のための産地の支援、知的財産保護、地域ブランド化、輸出促進、バイオマスの利活用等の担当を含む。 〕
4. 口蹄疫等悪性伝染病の防疫対策に必要な危機管理体制や海外における食料の生産状況等の調査体制を強化。
〔 動物検疫所における専門家の増員配置、国際食料調査官（仮称）の配置等 〕
5. 政策評価、行政事業レビュー、業務のリスク管理等を推進する事務局体制を強化するため、担当の審議官（政策評価審議官）－大臣官房の担当課のラインを設ける。
6. 農林水産技術会議については、政務三役主導により、農林水産分野の技術開発政策と行政や民間との連携機能を十全に発揮できる体制のあり方を検討。

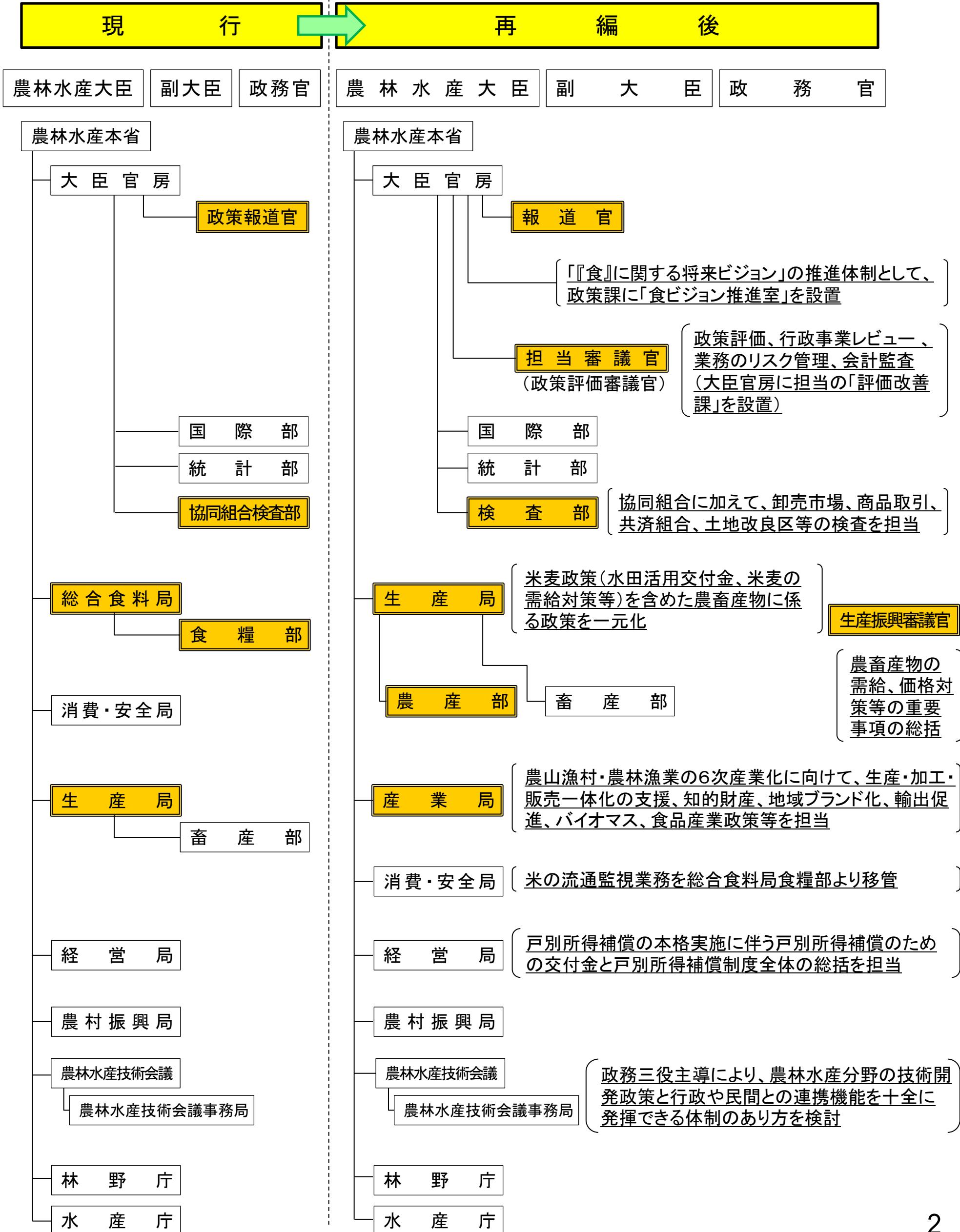
《地方組織関係》

- 地方農政局の下で、戸別所得補償制度、食の安全・安心に関する業務等を的確に実施するため、65の「地域センター」（仮称）を設置（地方農政事務所及び統計・情報センターは廃止。）。

組織改正の概要(Ⅰ)

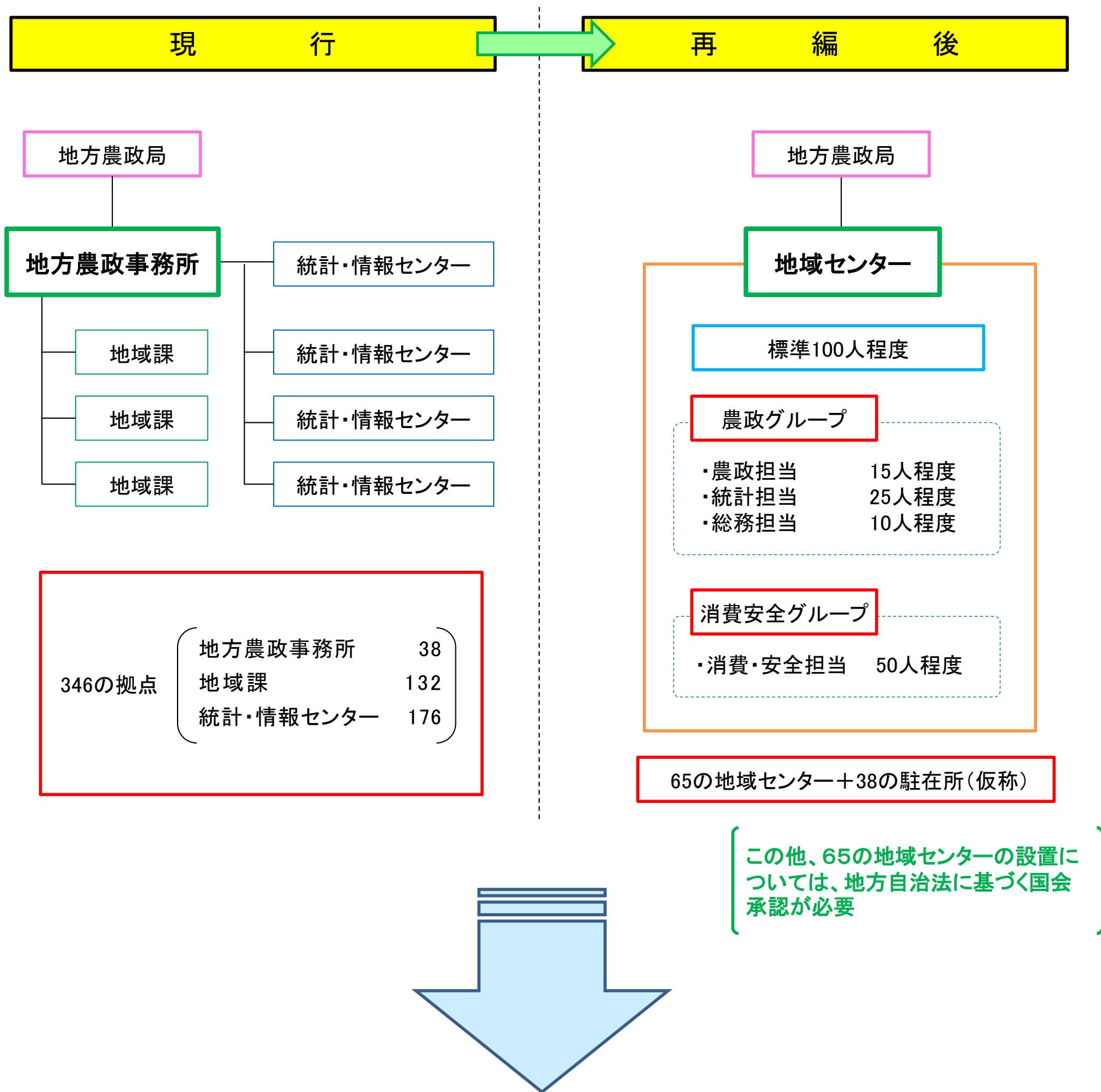
(新たな組織の名称は仮称)

<本省組織>



組織改正の概要(Ⅱ)

<地方組織>



効 果

- ◎ 戸別所得補償制度を担う**農政部門**、それに必要なデータを作成する**統計部門**、新規需要米の横流れ防止等を担う**消費・安全部門**が**一体となって業務を遂行**。